

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
長妻厚生労働大臣 式辞

本日ここに、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日として、追悼、慰霊と名誉回復の行事を行うに当たり、式辞を申し述べます。

らい予防法を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病に対する社会の厳しい差別、偏見を生み、ハンセン病の患者であった方々やその御家族の方々に筆舌に尽くし難い苦痛と苦難を与えてまいりました。

本日、厚生労働大臣として反省し、深くお詫びするとともに、多大な苦しみの中で亡くなられた多くの方々に哀悼の意を捧げます。

国はこれまで、ハンセン病の患者であった方々が受けられた精神的苦痛の慰謝と補償、そして名誉回復と福祉の増進などを図るために様々な取組を進めてまいりました。

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
長妻厚生労働大臣 式辞

しかしながら、ハンセン病患者であった方々が受けた被害の回復のためには、今なお解決すべき問題が多く残されています。

とりわけ、社会になお根強く残る差別偏見の解消、ハンセン病の患者であった方々が、地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことのできるようにするための環境の整備は大きな課題です。

こうした中、ハンセン病であった方々やその御家族の方々の様々な御努力が実を結び、昨年4月1日から、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が施行されることとなりました。

この法律は、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、国及び地方公共団体の責務や取り組むべき事項が定められており、ハンセン病問題の歴史に新たな一ページが刻まれました。

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
長妻厚生労働大臣 式辞

さらに、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、衆議院・参議院において、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」がなされました。

私は、ハンセン病問題の歴史を重く受け止め、こうした歴史を我が国が二度と繰り返さぬよう、国には、この法律の精神を広く国民に浸透させるべく、全力をあげて取り組む義務があると考えております。

また、ハンセン病問題の解決の促進を図るためには、国や地方公共団体の取組のみならず、国民一人一人が、ハンセン病問題を自らの問題としてとらえることが必要です。

そのためにも、ハンセン病問題の歴史を我が国の貴重な教訓として、正しく後世に伝えていくことが大切であり、ハンセン

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
長妻厚生労働大臣 式辞

病問題の残された問題の解決の促進に向けて、全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、本日御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして私の式辞といたします。

平成22年6月22日

厚生労働大臣 長妻 昭